

地方公営企業会計について

1. 地方公営企業会計の概観

- ◆ 日高市の水道事業と下水道事業は、一般会計とは異なる会計制度（地方公営企業法）となっています。
- ◆ 一般会計や地方公営企業法を適用していない特別会計（国保、後期高齢、介護、区画整理）には、官公庁会計方式が適用されます。官公庁会計方式においては、現金主義を採用しており、現金収支に基づき会計処理を行っています。
- ◆ 地方公営企業法を適用している場合は、企業会計方式が適用されます。企業会計方式においては、発生主義を採用しており、現金収支にかかわらず発生の事実に基づき会計処理を行っています（減価償却費などの非現金費用が計上されます）。

官庁会計方式（現金主義）

歳入歳出決算書

収入	支出
繰越金	

企業会計方式（発生主義）

損益計算書

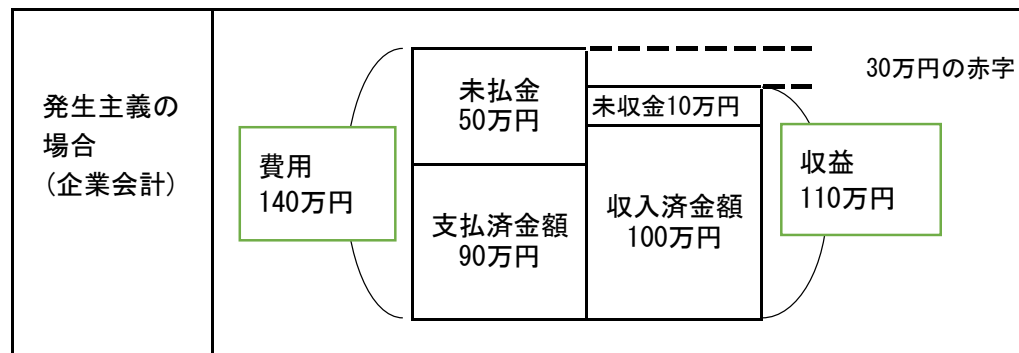
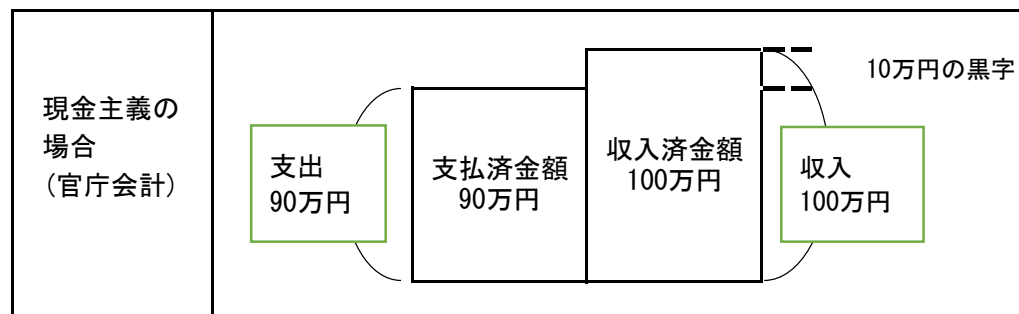
営業費用	営業収益
営業外費用	営業外収益
特別損失	特別利益
利益	

貸借対照表

資産	負債
	資本

毎年度の利益が資本として内部留保されます。

現金主義と発生主義の比較



2. 地方公営企業会計の適用とメリット

- ◆ 水道事業においては、地方公営企業法第2条第1項により地方公営企業法の全部を適用する必要があります。
- ◆ 下水道事業においては、地方公営企業法の適用は任意となっているため、日高市では下水道事業について、条例の制定により、昭和58年4月1日から地方公営企業法の一部を適用しています。

地方公営企業法の適用関係（地方公営企業法）

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

病院事業

簡易水道事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光施設事業
宅地造成事業
公共下水道事業 等

①地方公営企業法全部適用

- 財務（公営企業会計）、組織、職員の身分取扱等、法の規定の全てが当然に適用される。

②地方公営企業法一部適用

- 財務（公営企業会計）規定のみ適用される（各団体の判断で全て適用することも可能）。

③地方公営企業法任意適用

- 各団体の判断で、法の全部（①）か一部（②）を条例で適用することが可能

公営企業会計の適用と主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の制度の高い財務諸表（貸借対照表（BS）、損益計算書（PL）、固定資産台帳等）を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能

- より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上が可能
- 経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能
- 経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上

3. 地方公営企業の経営原則（独立採算）

- ◆ 地方公営企業法第3条及び第17条の2において、地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とされており、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金等）をもって充てる独立採算性を原則とされています。
- ◆ しかし、地方公営企業法上、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては、毎年度、総務省において「繰出基準」として定められています。

総務省繰出基準抜粋（令和〇年度）

水道事業

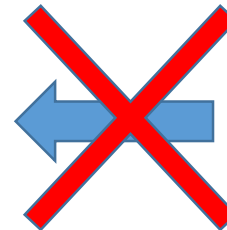
1. 消火栓等に要する費用
2. 公共施設における無償給水に要する経費 等

下水道事業

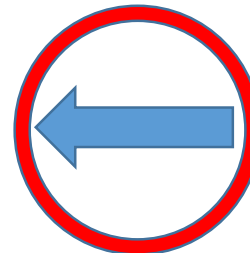
1. 雨水処理に要する費用
2. 分流式下水道等に要する経費
3. 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
4. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
5. 不明水の処理に要する経費
6. 高度処理に要する経費
7. 高資本費対策に要する経費
8. 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費 等

共 通

1. 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費
2. 臨時財政特例債の償還に要する経費 等



水道料金
下水道使用料 等



一般会計繰入金

4. 地方公営企業の経営原則(総括原価主義)

- ◆ 地方公営企業法第21条にいう公正妥当な水道料金（下水道使用料）とは、「総括原価主義」で算定された水道料金（下水道使用料）をさします。
- ◆ 総括原価主義とは、給水又は汚水処理に係る原価を積み上げた金額（総括原価）を、見込まれる給水収益（下水道使用料収入）で賄うことをいいます。総括原価には、職員給与費や減価償却費等の営業費用及び支払利息等の営業外費用の外、実態資本を維持し、サービス水準の維持向上と使用者負担の期間的公平性を確保する点から、適正な「資産維持費」を算入することが認められています。
- ◆ 水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）及び下水道使用料算定の基本的考え方（公益社団法人日本下水道協会）では、いずれも「料金（使用料）算定期間は、将来の3年から5年を基準とする」とされています。

※資産維持費は、今後の施設の更新・再構築等を円滑に推進し、永続的なサービス提供を維持するための経費です。

総括原価主義とは

